

東京都低 NO_x ・低 CO_2 小規模燃焼機器の試験実施要領

制定 平成 2 年 2 月 16 日付 63 環大規第 24 号
最終改正 令和 7 年 月 日付 7 環改大第 号

この要領は、東京都低 NO_x ・低 CO_2 小規模燃焼機器認定要綱第 4 条に基づく窒素酸化物排出試験及び効率試験を実施するに当たり、必要な事項を定めるものである。

第 1 章 窒素酸化物排出試験方法

第 1 節 小型ボイラー類に係る NO_x 排出試験

1 試験条件

(1) 試験燃料

試験燃料は、次のとおりとする。

ア 気体 ~~都市ガス（13A）又は水素~~

~~都市ガス（13A）の入手が困難な場合は、理由を付して液化石油ガスを使用することができる。~~

水素燃料を使用する小型ボイラー類にあつては水素、水素燃料以外を使用する小型ボイラー類にあつては都市ガス（13A）とする。ただし、水素燃料以外を使用する小型ボイラー類であつて、都市ガス（13A）の入手が困難な場合は、東京都が認めた都市ガス、液化石油ガスその他の気体燃料を使用することができる。

イ 液体 A 重油（燃料中の N 分が 0.02 % 以上のもの）又は灯油

(2) 負荷条件

負荷条件は、窒素酸化物排出濃度が最も高いと考えられる負荷を設定するものとし、通常は最大負荷とする。

ただし、負荷の設定が行えない場合は、その理由と排出試験実施時の負荷条件を明記すること。

また、冷温水発生機については、冷房モードと暖房モードの燃焼が同じである場合には、高温再生器温度の高い冷房モードにおいて試験を実施するものとする。

2 試験台数

1 台とする。

3 試験項目

(1) 排ガス中の成分

排ガス中の成分は、次の項目を分析する。

ア 窒素酸化物

イ 酸素

ウ 一酸化炭素

(2) 燃料使用量等

排出試験の試験時間において次の項目を測定する。

ア 燃料使用量

イ 負荷率

(3) 燃料中の窒素分

液体燃料としてA重油を使用する場合は、A重油の窒素分を分析する。

4 試験の実施

(1) 分析方法

分析方法は、次のとおりとする。

ア 窒素酸化物 J I S B 7 9 8 2による化学発光方式又は赤外線吸収方式

イ 酸素 J I S B 7 9 8 3による磁気式又はジルコニア方式

ウ 一酸化炭素 J I S K 0 0 9 8による赤外線吸収法

エ 窒素分 J I S K 2 6 0 9による方法

(2) 分析装置の校正方法

分析装置の校正はJ I S K 0 0 5 5による。標準ガスは、計量法第144条第1項の登録事業者が特定標準器による校正等をされた標準物質又はこれに連鎖して段階的に標準物質の根付けをされたもの（特定二次標準物質等）による標準物質の根付けを行ったものを使用する。

(3) 試験時間

試験時間は、燃焼が安定した後、連続した30分間以上とする。ただし、水素を燃料とした場合でこれにより難しいときは、都と協議の上、試験時間を短縮して実施する。

(4) 試験データの整理

試験データは、次のとおり整理するとともに、記録紙の写しを添付すること。

ア 窒素酸化物

試験時間中の濃度を記録紙に出力し、最大値、最小値及び試験時間中の平均値を求める。

イ 酸素

試験時間中の濃度の平均値を求める。

ウ 一酸化炭素

試験時間中の最大値、最小値及び試験時間中の平均値を求める。

(5) 給湯器に係る試験

業務用以外（熱出力が58kW未満）の給湯器のNO_x排出試験は、JGKA自主基準ガ033によることも可能とする。

第2節 内燃機関類に係るNO_x排出試験

1 ガスヒートポンプに係る試験

(1) 試験条件

J I S B 8 6 2 7に定める窒素酸化物濃度試験方法（以下「12モード試験」とする。）による。

この場合において、12モード試験の負荷及び回転数と同等な状態でエンジンダイナモ試験を実施できる場合は、その状況を示した上で、12モード試験をエンジンダイナモ試験に代えることができる。試験方法は、12モード試験に準ずる。

(2) 試験台数

1台とする。

(3) 結果の整理

結果は、JIS B 8627の附属書H6 NO_x 12モードの算出により整理する。エンジンダイナモ試験により行った場合も、同様に整理する。

(4) 試験の例外

JIS B 8627の適用範囲に含まれないガスヒートポンプについては、東京都が認めた試験による。

2 コージェネレーションユニット（原動機はガス機関に限る）に係る試験

第1節 小型ボイラー類にかかるNO_x排出試験に準ずる。ただし、負荷条件は最大定格発電負荷とする。

第2章 効率試験方法

第1節 小型ボイラー類に係る効率試験

1 試験条件

(1) 負荷条件

負荷条件は、燃焼機器の最大の定格負荷とする。

なお、冷温水発生機については、冷房定格運転及び暖房定格運転で試験を実施するものとする。

(2) 試験台数

1台とする。

(3) 発熱量

2(1)試験方法における発熱量を用いること。都市ガスを燃料とする場合は、ガス供給事業者が公表している当該ガスの発熱量を用いることができる。

2 試験の実施

(1) 試験方法

ア 蒸気ボイラー

ボイラー効率は、JIS B 8222に規定する方法

イ 温水ボイラー

熱効率は、日本暖房機器工業会の自主規格HA-022に規定する方法

ウ 給湯器

熱効率は、JIS S 2109に規定する方法を用い、給湯部の効率とする。

エ 温水発生機

熱効率は、JIS B 8417及びJIS B 8418に規定する方法

オ 冷温水発生機

成績係数は、JIS B 8622に規定する方法

(2) 試験用計器

試験は、当該の J I S に規定する計器を使用し、公的機関が検定したもの、又はこれに準じたものとする。

(3) 結果の整理

燃焼施設の概要及び試験結果については、測定方法に定める J I S に規定する事項をとりまとめ、申請書に添付すること。

第2節 内燃機関類に係る効率試験

1 ガスヒートポンプに係る効率試験

(1) 試験条件

ア 負荷条件

負荷条件は、J I S B 8 6 2 7 : 2 0 1 5 の付属書 A に規定する東京地区の事務所の外気温及び発生時間を用いる。

イ 試験台数

1 台とする。

(2) 試験の実施

ア 試験方法

期間成績係数は、J I S B 8 6 2 7 : 2 0 1 5 に規定する方法

イ 試験用計器

試験は、当該の J I S に規定する計器を使用し、公的機関が検定したもの、又はこれに準じたものとする。

ウ 結果の整理

燃焼施設の概要及び試験結果については、測定方法に定める J I S に規定する事項をとりまとめ、申請書に添付すること。

(3) 試験の例外

J I S B 8 6 2 7 の適用範囲に含まれないガスヒートポンプについては、東京都が認めた試験による。

2 コージェネレーションユニット（原動機はガス機関に限る）に係る効率試験

(1) 試験条件

ア 負荷条件

負荷条件は、燃焼機器の最大定格発電負荷とする。

イ 試験台数

1 台とする。

(2) 試験の実施

ア 試験方法

C G U 発電端総合効率は、J I S B 8 1 2 2 に規定する方法

イ 試験用計器

試験は、当該の J I S に規定する計器を使用し、公的機関が検定したもの、又はこれに準じたものとする。

ウ 結果の整理

燃焼施設の概要及び試験結果については、測定方法に定める J I S に規定する事項をとりまとめ、申請書に添付すること。

附則（平成 2 年 2 月 1 6 日 6 3 環大規 2 4 号）

この要領は、平成 2 年 2 月 1 6 日から施行する。

附則（平成 4 年 4 月 1 6 日 4 環大規 1 4 号）

この要領は、平成 4 年 4 月 1 6 日から施行する。

附則（平成 6 年 2 月 1 5 日 5 環大規 2 2 4 号）

この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 1 0 年 6 月 2 6 日 1 0 環大規 8 7 号）

この要領は、平成 1 0 年 7 月 1 日から施行する。

附則（平成 1 3 年 3 月 1 2 日 1 2 環改規 5 4 5 号）

この要領は、平成 1 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 2 1 年 3 月 1 0 日 2 0 環改大 9 4 9 号）

この要領は、平成 2 1 年 3 月 1 0 日から施行する。

附則（平成 2 1 年 6 月 5 日 2 1 環改大 2 3 8 号）

この要領は、平成 2 1 年 6 月 5 日から施行する。

附則（平成 2 2 年 1 2 月 2 8 日 2 2 環改大 5 7 0 号）

この要領は、平成 2 2 年 1 2 月 2 8 日から施行する。

附則（平成 2 5 年 3 月 5 日 2 4 環改大第 6 9 4 号）

この要領は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 6 年 1 0 月 1 7 日 2 6 環改大第 4 5 6 号）

この要領は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 8 年 4 月 6 日 2 8 環改大第 5 3 号）

この要領は、平成 2 7 年 4 月 6 日から施行する。

附 則（令和元年 9 月 2 4 日 3 1 環改大第 5 3 4 号）

1 この要領は、令和元年 9 月 2 4 日から施行する。

2 この要領の第 1 章第 2 節 1（4）及び第 2 章第 2 節 1（3）による試験により認定された機器について、東京都がこの要領にて新たに試験方法を定めたときは、新たに定められた試験方法により速やかに試験を実施し、結果の報告を行うものとする。

附 則（令和元年 1 2 月 2 3 日 3 1 環改大第 8 1 9 号）

この要領は、令和元年 1 2 月 2 3 日から施行する。

附 則（令和 3 年 5 月 1 0 日 3 環改大第 1 9 0 号）

この要領は、令和 3 年 5 月 1 0 日から施行する。

附 則（令和 7 年 月 日 7 環改大第 号）

この要領は、令和 7 年 月 日から施行する。

東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の試験実施要領 新旧対照表

改正案	現行
東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の試験実施要領 制定 平成2年2月16日付 63環大規第 24 号 最終改正 令和7年 月 日付 7環改大第 号 この要領は、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱第4条に基づく窒素酸化物排出試験及び効率試験を実施するに当たり、必要な事項を定めるものである。 第1章 窒素酸化物排出試験方法 第1節 小型ボイラー類に係るNO_x排出試験 1 試験条件 (1) 試験燃料 試験燃料は、次のとおりとする。 ア 気体 <u>水素燃料を使用する小型ボイラー類にあつては水素、水素燃料以外を使用する小型ボイラー類にあつては都市ガス(13A)とする。ただし、水素燃料以外を使用する小型ボイラー類であつて、都市ガス(13A)の入手が困難な場合は、東京都が認めた都市ガス、液化石油ガスその他の気体燃料を使用することができる。</u> イ 液体 A重油(燃料中のN分が0.02%以上のもの) 又は灯油	東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器の試験実施要領 制定 平成2年2月16日付 63環大規第 24 号 最終改正 令和3年5月10日付 3環改大第190号 この要領は、東京都低NO_x・低CO₂小規模燃焼機器認定要綱第4条に基づく窒素酸化物排出試験及び効率試験を実施するに当たり、必要な事項を定めるものである。 第1章 窒素酸化物排出試験方法 第1節 小型ボイラー類に係るNO_x排出試験 1 試験条件 (1) 試験燃料 試験燃料は、次のとおりとする。 ア 気体 <u>都市ガス(13A)又は水素</u> <u>都市ガス(13A)の入手が困難な場合は、理由を付して液化石油ガスを使用することができる。</u> イ 液体 A重油(燃料中のN分が0.02%以上のもの) 又は灯油

(2) 負荷条件 (現行のとおり) 2から4まで (現行のとおり) 第2節 (現行のとおり) 第2章 (現行のとおり)	(2) 負荷条件 (略) 2から4まで (略) 第2節 (略) 第2章 (略)
---	---